

群馬県公立大学法人一般事業主行動計画

すべての教職員がその能力を十分に発揮するとともに快適に働ける職場環境を作り、男女共同参画を一層促進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 内容

目標 1 事務局職員の時間外勤務時間を月平均 20 時間以内にする。

〈取組〉

●令和 4 年度～

- ・業務の効率化や業務の平準化、人員の適正配置に取り組むことにより、所定外労働時間を削減する。

目標 2 年次有給休暇の取得日数を年間付与日数の 50%以上にする。

〈取組〉

●令和 4 年度～

- ・年間取得計画の作成等により、年次有給休暇を計画的に取得しやすい環境整備に努める。
- ・学生の長期休暇期間における計画的取得を進める。